

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども子育て支援関係事務(保育所)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、子ども子育て支援法に基づく保育所等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等に関する事務
②事務の概要	銚子市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、保育施設等への利用希望申請の登録・管理・利用調整、保育の必要性の認定、保育料の決定、徴収等を行っている。 銚子市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 1. 保育所(園)の入退所(園)及び管内管外の入退所(園)事務業務 2. 保育料の算定・徴収・督促・催告業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」によりAcrocity福祉総合に取り込む。
③システムの名称	Acrocity福祉総合(子ども・子育て)、中間サーバー、番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号) 第2条第42項 情報提供の根拠 ・なし ※情報提供ネットワークによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 総務課 総務室 政策法務班 電話 : 0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 子育て支援課 保育班 電話 : 0479-24-8967

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部 子育て支援課 課長 山口 康子	子育て支援課 課長 越川 俊博	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鉾子市 総務市民部 総務課 政策法務班	鉾子市 総務課 総務室 政策法務班	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鉾子市 健康福祉部 子育て支援課 保育班	鉾子市 子育て支援課 保育班	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	対象人数 計数時点	平成27年8月21日時点	平成30年4月1日時点	事後	定時見直しのため
平成30年4月1日	取扱者数 計数時点	平成27年8月21日時点	平成30年4月1日時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課 課長 越川 俊博	子育て支援課長	事後	人事異動のため
平成31年4月1日	対象人数 計数時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	取扱者数 計数時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	IV リスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	定時見直しのため
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条7号 別表第二の116の項 情報提供の根拠 ・なし ※情報提供ネットワークによる情報提供は行わない	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項 情報提供の根拠 ・なし ※情報提供ネットワークによる情報提供は行わない	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity福祉総合(子ども・子育て)、中間サーバー、番号連携サーバー	Acrocity福祉総合(子ども・子育て)、中間サーバー、番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	ぴったりサービス電子申請開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項 情報提供の根拠 ・なし ※情報提供ネットワークによる情報提供は行わない	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号) 第2条第42項 情報提供の根拠 ・なし ※情報提供ネットワークによる情報提供は行わない	事後	法律の施行開始による
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	保護評価の再実施による